

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="219 387 1093 475">(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出)</p> <p data-bbox="185 496 1099 839">第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="219 860 1093 948">(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告)</p> <p data-bbox="185 968 1099 1102">第16条 法第37条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第14号）により行わなければならない。</p> <p data-bbox="219 1123 1093 1211">(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了の報告)</p> <p data-bbox="185 1232 1099 1407">第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="1160 387 2033 475">(エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出)</p> <p data-bbox="1126 496 2045 839">第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1160 860 2033 948">(エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等の状況の報告)</p> <p data-bbox="1126 968 2045 1102">第16条 法第37条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第14号）により行わなければならない。</p> <p data-bbox="1160 1123 2033 1211">(エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等の完了の報告)</p> <p data-bbox="1126 1232 2045 1407">第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の<u>一層</u>の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。</p>

様式第13号（第15条関係）

[略]

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

様式第13号（第15条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。